

## 小金井市居住支援協議会会則の改正（案）

改正会則	現行会則
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2 第5条第1項第1号に規定する会長は、協議会において、必要があると認めるときは、次条に規定する会員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第10条 協議会は、運営に必要な事項を協議し、及び検討するため、部会を設置することができる。</p> <p><u>2 部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会に部会長及び副部会長を置く。</u></p> <p><u>3 部会は、部会長が招集する。</u></p> <p><u>4 部会長及び副部会長は、それぞれ部会員の互選により定める。</u></p> <p><u>5 部会長は、部会を代表し、会務を総理するとともに、部会の議長となる。</u></p> <p><u>6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この会則は、令和6年5月10日から施行する。</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(部会)</p> <p>第10条 協議会は、運営に必要な事項を協議し、及び検討するため、部会を設置することができる。</p> <p><u>2 部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長が招集する。</u></p> <p><u>3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。</u></p> <p><u>5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。</u></p>